

最低制限価格制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(地方自治法施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により最低制限価格を設けて競争入札の落札者を決定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格をいう。
- (2) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 建設工事関連業務 建設工事に係る調査、測量、設計及び監理並びにこれに準ずるものの業務をいう。

(対象工事等)

第3条 最低制限価格を設けて行う入札は、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下、この条において同じ。)が200万円以上3,000万円未満の建設工事で、大和町契約業者指名委員会又は大和町入札参加条件設定委員会(以下、「指名委員会等」という。)が決定したもの。
- (2) 予定価格が100万円以上2,000万円未満の建設工事関連業務で、指名委員会等が決定したもの。

(最低制限価格)

第4条 建設工事の最低制限価格は、別表第1(1)に掲げる種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)の合計額(当該額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、その額が同表5に掲げる額を超える場合にあっては、同表5に掲げる額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、同表6に掲げる額に満たない場合にあっては、同表6に掲げる額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

- 2 建設工事関連業務の最低制限価格は、別表第1(2)に掲げる種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)の合計額(当該額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、その額が同表5に掲げる額を超える場合にあっては、同表5に掲げる額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、同表6に掲げる額に満たない場合にあっては、同表6に掲げる額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(入札の執行)

第5条 最低制限価格を設けて入札を行った結果、予定価格の制限の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格者を落札者とする。

(入札参加者への周知)

第6条 最低制限価格を設けた入札を行うときは、入札の公告又は入札の通知書において適用があることを明示するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格を設けることに關し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行し、同日以後に公告、指名通知を行う建設工事等から適用する。

別表第1(第4条関係)

(1) 建設工事

種類	1	2	3	4	5	6
建築工事	直接工事費 $\times 0.9 \times 0.97$	共通仮設費 $\times 0.9$	(直接工事費 $\times 0.1 +$ 現場管理費) $\times 0.9$	一般管理費 $\times 0.68$	予定価格 $\times 0.92$	予定価格 $\times 0.75$
その他の工事	直接工事費 $\times 0.97$	共通仮設費 $\times 0.9$	現場管理費 $\times 0.9$	一般管理費 $\times 0.68$	予定価格 $\times 0.92$	予定価格 $\times 0.75$

(2) 建設工事関連業務

種類	1	2	3	4	5	6
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費 $\times 0.48$	—	予定価格 $\times 0.82$	予定価格 $\times 0.6$
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 $\times 0.6$	諸経費 $\times 0.6$	予定価格 $\times 0.8$	予定価格 $\times 0.6$
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 $\times 0.9$	一般管理費等 $\times 0.48$	予定価格 $\times 0.8$	予定価格 $\times 0.6$

地質調査 業務	直接調査 費の額	間接調査 費×0.9	解析等調 査業務費 ×0.8	諸経費× 0.48	予定価格 ×0.85	予定価格 ×2／3
補償関係 コンサル タント業 務	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原 価×0.9	一般管理 費等× 0.45	予定価格 ×0.8	予定価格 ×0.6